

## 2 生活保護制度の課題

# 生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめの概要

(平成21年3月23日)

## はじめに

### 協議の位置づけ

地方分権改革推進委員会第1次勧告を受けて決定された地方分権改革推進要綱(第1次)に沿い、国(厚生労働省)と地方(全国知事会及び全国市長会)とが協議を行い、生活保護制度の制度改革の方向性を得ることを目的として開催。

### 検討の内容

生活保護制度の創設後50年以上の間に生じた社会状況の変化に対応できるよう、  
1)自立支援の在り方、2)医療扶助の在り方、3)漏給・濫給防止対策の在り方等について、運用面の見直しを中心に検討。

また、近時の深刻な経済・雇用情勢を踏まえ、生活保護制度以外の労働・社会保障施策との関係も視野に入れ、検討。

### とりまとめの方針

①速やかに対応する必要がある事項、②実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項、③審議会、委員会などにおいて中長期的な検討が必要な事項に整理。

## 1. 自立支援について

### ① 速やかに対応する必要がある事項

- 国が自立支援プログラムの具体的内容や実施手順を示すなど、自立支援の取組を支援。
- 生活保護受給者が利用しにくい状況にある就労支援策が適切に提供されるよう、国と地方が連携してその活用を促進。
- 就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進。

### ② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組について検討。
- 生活福祉資金貸付制度を更に活用しやすい制度とするよう検討。
- リバースモーゲージ制度の利用を促進するため、事務の簡素化など制度の運用改善について検討。

### ③ 中長期的な検討が必要な事項

- 勤労控除の見直しなど就労意欲を喚起し、自立後の安定した生活を確保するための方策について、中長期的に検討。
- 生活保護の受給に至っていない低所得者層への自立支援の制度化について、中長期的に検討。

## 2. 医療扶助について

### ① 速やかに対応する必要がある事項

- 医療扶助の適正実施のための、長期入院患者の退院促進、頻回受診者への適正受診指導、レセプト点検等の取組を継続。

### ② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 長期入院患者の退院促進支援について、ケースワーカーと主治医の情報共有、相談員の配置など具体的な強化策について検討。
- 生活保護法の指定医療機関の指定、変更等の手続の簡素化について検討。

### ③ 中長期的な検討が必要な事項

- 医療費通知や窓口負担の導入等モラルハザード防止策について、中長期的に検討。
- 生活保護受給者への医療保険の適用については、地方自治体から強い反対意見がある等のため、中長期的な視点で慎重な検討を要する。

### 3. 漏給・濫給防止対策について

#### ① 速やかに対応する必要がある事項

- ・ 相談者への細やかな対応、相談内容のチェック体制の確保、辞退届への適切な対応、現在地における必要な支援等の適正実施。
- ・ 警察と連携した暴力団員対策の強化。

#### ② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- ・ 資産調査等のより効果的・効率的な実施について検討。

#### ③ 中長期的な検討が必要な事項

- ・ 交通事故で医療扶助を適用した場合の第三者求償の適用について、中長期的に検討。

### 4. その他事務の簡素化等について

#### ② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- ・ 福祉事務所における電算システムによる効率的な事務の推進、有用な各種様式、帳票類等の共有化など事務の簡素化等の方法について検討。
- ・ 福祉事務所の体制について、現業職、専門職などの福祉事務所の職員、関係機関等の機能・役割分担やそれを踏まえた適正な実施体制について検討。
- ・ 地方自治体における現業員等の研修を支援するため、国が標準的な研修内容を示すなど人材育成の方法について検討。

# 社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅 に関する調査について(概要)

## 1 調査概要

社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅に入所する生活保護受給者の状況を把握するもの。

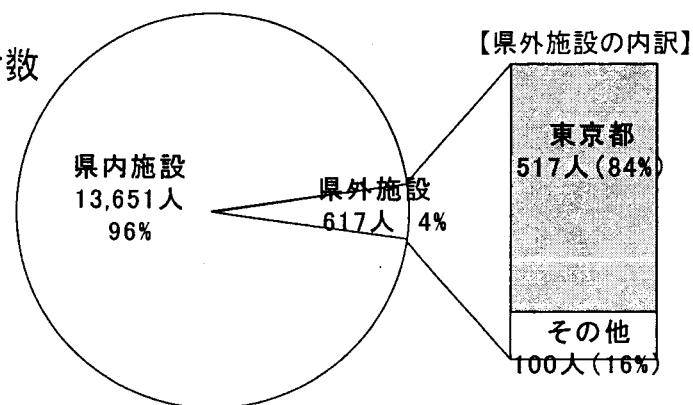
調査時点：平成21年1月1日現在

対象施設：①高齢者等を対象としたもの、②高齢者専用賃貸住宅、③ホームレスを対象としたもの、④アルコール依存症者を対象とした施設・共同住宅、⑤薬物依存症者を対象としたもの、⑥その他

## 2 調査結果

- 法的位置付けのない施設・共同住宅を利用している生活保護受給者の数 14,268人
- 都道府県内の施設・共同住宅を利用している生活保護受給者 13,651人
- 都道府県外の施設・共同住宅を利用している生活保護受給者 617人

※ 施設・共同住宅を利用している生活保護受給者数  
(都道府県内・都道府県外別)



○ 社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅に関する実態調査(速報値)

<都道府県> (単位:人)

		合計	県内	県外
1	北海道	413	413	0
2	青森県	700	700	0
3	岩手県	29	29	0
4	宮城県	206	206	0
5	秋田県	69	69	0
6	山形県	54	54	0
7	福島県	108	108	0
8	茨城県	83	74	9
9	栃木県	114	112	2
10	群馬県	80	80	0
11	埼玉県	301	299	2
12	千葉県	464	420	44
13	東京都	911	394	517
14	神奈川県	240	238	2
15	新潟県	19	19	0
16	富山県	5	5	0
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	17	7	10
20	長野県	28	28	0
21	岐阜県	22	22	0
22	静岡県	49	47	2
23	愛知県	123	123	0
24	三重県	99	98	1
25	滋賀県	8	8	0
26	京都府	0	0	0
27	大阪府	814	814	0
28	兵庫県	264	264	0
29	奈良県	9	9	0
30	和歌山県	53	53	0
31	鳥取県	5	5	0
32	島根県	0	0	0
33	岡山県	1	1	0
34	広島県	173	173	0
35	山口県	0	0	0
36	徳島県	0	0	0
37	香川県	1	1	0
38	愛媛県	69	69	0
39	高知県	9	9	0
40	福岡県	41	41	0
41	佐賀県	102	100	2
42	長崎県	28	28	0
43	熊本県	140	140	0
44	大分県	77	77	0
45	宮崎県	43	43	0
46	鹿児島県	24	24	0
47	沖縄県	937	937	0
都道府県合計		6,932	6,341	591

<政令市> (単位:人)

		合計	県内	県外
48	札幌市	731	731	0
49	仙台市	96	91	5
50	さいたま市	505	502	3
51	千葉市	390	388	2
52	横浜市	76	63	13
53	川崎市	162	162	0
54	新潟市	4	4	0
55	静岡市	23	22	1
56	浜松市	42	42	0
57	名古屋市	1066	1066	0
58	京都市	0	0	0
59	大阪市	1254	1254	0
60	堺市	229	229	0
61	神戸市	16	16	0
62	広島市	152	152	0
63	北九州市	29	29	0
64	福岡市	215	215	0

<中核市> (単位:人)

		合計	県内	県外
65	旭川市	332	332	0
66	函館市	142	142	0
67	青森市	128	128	0
68	盛岡市	79	79	0
69	秋田市	5	5	0
70	郡山市	18	18	0
71	いわき市	2	2	0
72	宇都宮市	21	21	0
73	川越市	27	27	0
74	船橋市	93	92	1
75	柏市	175	174	1
76	横須賀市	114	114	0
77	相模原市	107	107	0
78	富山市	59	59	0
79	金沢市	52	52	0
80	長野市	0	0	0
81	岐阜市	2	2	0
82	豊橋市	7	7	0
83	豊田市	0	0	0
84	岡崎市	22	22	0
85	高槻市	10	10	0
86	東大阪市	331	331	0
87	姫路市	2	2	0
88	西宮市	18	18	0
89	奈良市	0	0	0
90	和歌山市	270	270	0
91	岡山市	63	63	0
92	倉敷市	0	0	0
93	福山市	0	0	0
94	下関市	23	23	0
95	高松市	0	0	0
96	松山市	0	0	0
97	高知市	0	0	0
98	久留米市	37	37	0
99	長崎市	51	51	0
100	熊本市	17	17	0
101	大分市	52	52	0
102	宮崎市	23	23	0
103	鹿児島市	64	64	0
政令市・中核市 合計		7,336	7,310	26

	合計	都道府県内	都道府県外
全国合計	14,268	13,651	617

※ 平成21年1月1日現在

※ 速報値であり、今後数値の変動が考えられます。

### 3 雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築

# 「経済危機対策」主な施策のポイント<目次>

## I. 緊急的な対策 —「底割れ」の回避—

### 1. 雇用対策 (P2~8)

- <p3>雇用調整助成金の拡充等
- <p4>再就職支援・能力開発対策
- <p5>緊急雇用創出事業(基金)の拡充
- <p6>派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- <p7>外国人労働者への支援
- <p8>住宅・生活支援等

### 2. 金融対策 (P9~15)

- <p10>円滑な金融仲介機能の発揮促進、株式市場への対応等
- <p11>中小企業の資金繰り対策
- <p12>中堅・大企業向け危機対応業務の拡大
- <p13>日本企業の海外事業に係る資金繰り対策(NEXI)
- <p14>住宅・土地金融の円滑化
- <p15>大規模都市再生プロジェクトや地方の優良都市開発事業等の支援

### 3. 事業の前倒し執行 (P16)

## III. 「安心と活力」の実現 —政策総動員—

### 1. 地域活性化等 (P74~79)

- <p76>開かずの踏切等の解消
- <p77>地方の優良なまちづくりに対する支援
- <p78>高度な環境対策を行う建築物等に対する容積率の緩和
- <p79>定住自立圏等民間投資促進交付金の創設

## II. 成長戦略—未来への投資—

### 1. 低炭素革命 (P17~29)

- <p18>スクール・ニューディール構想
- <p19>太陽光発電の新たな買取制度について
- <p20>建築物のゼロエミッション化の加速的展開
- <p21>環境対応車の普及促進
- <p22>エコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進
- <p23>住宅・建築物の省エネ化・長寿命化等の促進
- <p24>低炭素技術・社会システムによる低炭素社会実現プロジェクト
- <p26>先進的開発拠点等整備
- <p27>低炭素交通革命
- <p28>レアメタルのリサイクル/アジアでの資源循環システムの構築
- <p29>水ビジネスの展開

### 2. 健康長寿・子育て (P30~44)

- <p33>地域医療再生基金の事業例
- <p34>地域医療の期待に応える大病院の機能強化
- <p35>革新的な医薬品や医療機器の開発支援
- <p36>健康長寿社会の実現に資する研究開発の推進
- <p37>新型インフルエンザワクチン開発・生産体制の抜本強化
- <p38>地域総合健康サービス産業創出プロジェクト
- <p39>介護職員の処遇改善・介護拠点整備
- <p40>「子育て応援特別手当」の拡充について
- <p41>子育て支援
- <p43>女性特有のがん対策
- <p44>学生・生徒への経済的支援や就職支援の充実等

### 2. 安全・安心確保等 (P80~94)

- <p81>年金記録問題解決の体制整備
- <p82>障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について
- <p83>高齢者医療の安定的な運営の確保等について
- <p84>財政状況が厳しい厚生年金基金等に対する支援措置
- <p85>消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ
- <p86>社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- <p88>ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- <p90>公共交通機関、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化
- <p91>消防防災体制の整備
- <p92>治安体制の整備による安全・安心の確保
- <p93>次世代安全運転支援システム
- <p94>子ども・女性の安全確保

### 3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (P45~73)

- <p46>農林漁業の底力の発揮
- <p47>先端分野の国際競争力強化と世界最高水準の研究環境整備
- <p48>成長力強化のための高度人材の活用
- <p49>若手研究・研究支援人材雇用・育成プロジェクト
- <p50>大学等における教育研究基盤の強化
- <p51>次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速及び情報発信機能の強化等
- <p52>イノベーション実用化助成事業
- <p53>先端イノベーション拠点整備(特定研究開発型)
- <p54>地域産学官共同研究拠点の整備
- <p55>小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備
- <p56>留学生の受け入れ促進、大学生・大学院生等の海外への留学支援
- <p57>国土ミッシングリンクの結合
- <p58>スーパー中核港湾の機能強化
- <p59>大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新
- <p60>整備新幹線の現状
- <p61>地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化
- <p62>デジタル・デバイドの解消
- <p63>国民本位の新しい電子政府・自治体の推進(国民電子私書箱構想)
- <p64>「グリーンIT」で世界を牽引
- <p65>デジタル新産業の創出のための技術開発等の加速化
- <p66>中小企業エンパワーメント事業
- <p67>ICTを活用した安心・安全な街づくり(ユビキタスタウン構想)
- <p68>ソフトパワー分野の重点プロジェクト
- <p69>地域の情報発信力の強化
- <p70>文化芸術の振興
- <p71>国民に夢と希望を与えるスポーツの環境整備
- <p72>日本ブランドの発信強化による需要拡大と受入態勢の整備
- <p73>魅力ある観光地づくりの推進

### 3. 地方公共団体への配慮 (P95)

## IV. 税制改正 (P96~99)

- <p97>住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置
- <p98>中小企業の交際費課税の軽減
- <p99>研究開発税制の拡充

内閣府ホームページより抜粋

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi-taisaku.html>



# 住宅・生活支援等

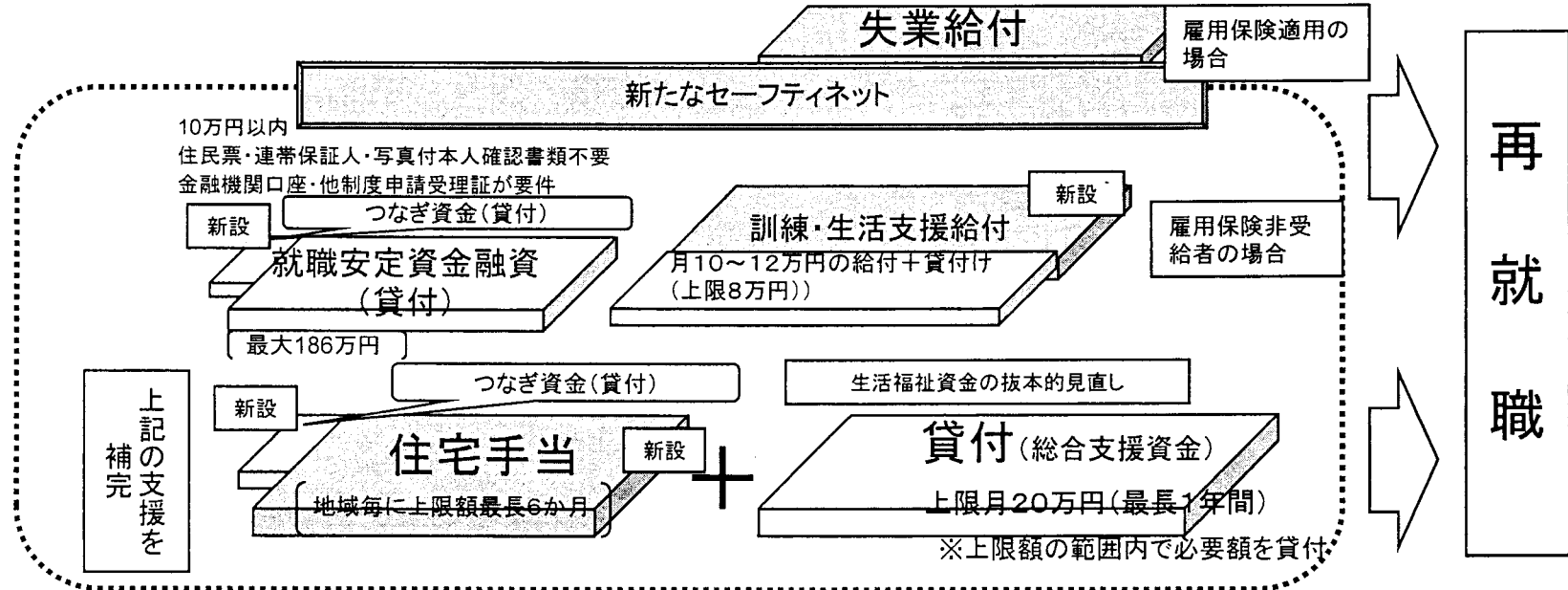
## 現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

## 施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進  
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

## 雇用と住居を失った者に対する総合支援策について(案)

現下の厳しい雇用情勢のもと、派遣労働者の雇い止め等により住居喪失する者の増加が更に懸念されることから、雇用対策を中心として、住居を喪失した離職者に対する対策に万全を期することが必要。

このため、以下の取組を通じて、住居を喪失した離職者に対する生活・住宅・就労に係る総合的な支援を実施。

### 1 住居喪失離職者に対する雇用対策

#### ① 全国のハローワークにおける住居確保相談(20年12月から実施中)

- ・安定就職コーナー(187カ所)・キャリアアップハローワーク(5カ所)
- ・住居・就労確保支援員(226人)
- ・社員寮付きの求人紹介

#### ② 住居を喪失した者に対する住居費・生活費の貸付(就職安定資金融資)(20年12月から実施中)

- ・住宅入居初期費用:50万円 家賃補助:月6万円(6か月) 生活費等:月15万円(6か月)

★ハローワークが本人に対して融資手続中であることの証明書を発行することにより、本人の賃貸住宅物件の探索を円滑化し入居までの期間短縮を図る(現在は、手続開始から貸付・入居まで1~2週間)

#### ③ 雇用促進住宅の最大限活用(20年12月から実施中)

- ・全国の雇用促進住宅(空戸3.9万戸)への6ヶ月間の緊急的な入居

★(独)雇用・能力開発機構の中期目標変更(「平成23年度までに1/3の住宅を譲渡・廃止」の削除等)による雇用促進住宅活用の促進

#### ④ 職業訓練期間中の訓練・生活支援給付の創設(雇用保険非受給者)

- ・給付と貸付により、月20万円程度の支援

#### ⑤ 住居喪失・就職活動費不足の就職活動困難者(雇用保険非受給者)に対する民間職業紹介事業者による住居・生活・就職支援

- ・緊急人材育成・就職支援基金(仮称)による「就職活動困難者支援事業」
- ・民間職業紹介事業者による3ヶ月の生活・就職支援(支援期間中は住居の提供)

#### ※その他事業主を通じて次の措置を実施

- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続できるようハローワークから事業主に対して要請(20年12月から実施中)
- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続させた事業主に対して助成(離職者住居支援給付金)
  - ・1人1月あたり4~6万円(最大6か月分)

改善

改善

新規

新規

新規

2 上記雇用対策の対象となり得ない低所得者のうち就職活動を行う者(上記給付等が終了し、なお支援が必要な者を含む)について、補完的に以下の施策を実施。

①住宅手当制度の創設

- ・対象者:住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象
- ・支給要件:就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者
- ・支給期間:6月間
- ・支給額 :地域ごとに上限額を設定 (生活保護の住宅扶助特別基準に準拠)  
例 53,700円(東京都単身者)、69,800円(東京都複数世帯)

②生活福祉資金の抜本的な見直し

- ・総合支援資金(仮称)の創設  
継続的な生活相談・支援(家計指導、就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援  
1)一時生活再建費 :60万円以内  
2)住宅入居費 :40万円以内  
3)生活支援費 :2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)、最長1年間
- ・生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和  
連帯保証人の要件緩和  
※ 連帯保証人を確保することができない場合も生活福祉資金の貸付を受けられるようにする。  
貸付利率の低減化(現行、年3%)  
※ 連帯保証人を確保した場合は無利率、連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に低減
- ・相談体制の強化  
市町村ごとに利用者の相談にきめ細かく応じられるよう、貸付窓口の体制を強化する。

改善

新規

3 公的給付等による支援を受けるまでの間における「つなぎ支援策」

「臨時特例つなぎ資金貸付」(仮称)の創設

- ・公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を、10万円を限度に貸し付ける。

## ホームレス支援策の再構築について(案)

改善

### ①旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

・自治体が、地域の実情に応じて施設を設置できるよう、旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を活用した緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

改善

### ②緊急一時宿泊事業利用者に対する巡回相談事業の充実

・ホームレス自立支援員が、借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

# 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について

## (1)趣旨

就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であること等から、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費について給付（住宅手当）を実施する。

## (2)事業実施期間

当面、平成21年度の緊急措置（平成21年10月実施予定） ※当事業については、来年度の予算要求を検討中。

## (3)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村（町村は福祉事務所を設置している町村に限る。）

## (4)支給対象者

2年以内に離職した者であって、就労能力と就労意欲のあるもののうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）

- ①住居を喪失している者
- ②住居を喪失するおそれのある者（(5)の収入要件と資産要件を満たす者で、アパート、公営住宅等を賃借りしているもの。）

## (5)支給要件

### ①収入要件

- ・ 受給者は、原則収入なしであること。ただし、当該世帯に一時的な収入等があっても、一定額（単身世帯約100万円、複数世帯約200万円。検討中）を超えない場合は支給する。

### ②資産要件

- ・ 受給者は、預貯金が一定額（単身世帯約50万円、複数世帯約100万円。検討中）を超えないこと。

### ③就職活動要件

- ・ 受給者は、常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行っていること。
- ・ 支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。

(6)支給期間

6月間

(7)支給額

地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準額と準拠）

住宅扶助特別基準額の例	単身者	複数世帯
1-1級地(東京都)	53,700円	69,800円
2-1級地(大阪府)	42,000円	55,000円
3-1級地(鹿児島県)	24,200円	31,500円

(8)就労支援員の配置

各実施主体に、事業の効果的な実施に必要な就労支援員を配置する。

(9)補正予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金  
○給付費及び事務費（補助率：国10/10）

308億円（18万5千人見込み）

## 離職者への住宅手当等に係る支援の手続の大まかな流れ（案）

- ※ 職と住まいを失い、手持ちの金銭がない者の場合。
- ※ 現在、詳細な事務手続を検討中であり、今後変更することがありうる。

- ① ハローワーク(求職者総合支援センターを含む。)の訪問
  - ・ 就職等の相談
  - ・ 就職安定資金融資の利用の検討
  - ・ 訓練・生活支援給付の利用の検討(職業訓練の受講を検討する場合)



雇用保険の受給資格がなく、さらに就職安定資金融資や訓練・生活支援給付が実施されない場合

- ② 地方自治体の訪問
  - ・ 住宅手当の利用の検討
    - ※ あわせて、都道府県社会福祉協議会による臨時特例つなぎ資金(仮称)貸付及び総合支援資金(仮称)融資の利用の検討
- ③ 地方自治体に住宅手当の申請
- ④ 都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)に臨時特例つなぎ資金貸付の申請。貸付実施。
- ⑤ 都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)に総合支援資金融資(住宅入居費及び生活支援費)の申請。住宅入居費の融資実施。
- ⑥ 不動産業者等と賃貸契約を締結
- ⑦ 住宅手当の支給開始
- ⑧ 生活支援費の融資開始



就職活動(ハローワーク、地方自治体等による就職支援)

# 解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

## 1 目的

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

## 2 貸付条件

### (1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者  
(1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職 社員寮の退去が決定している者を含む。)
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

### (2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

### (3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

### (4) 貸付利率

1.5% (信用保証料を含む)。



## 2 貸付条件

### (5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

### (6) 返済免除

貸付6ヶ月後までに雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額のうち次の相当額を免除。

返済免除対象項目	返済免除額
① 「住宅入居初期費用」のうち「敷金」をのぞく額	貸付額の100%相当額
② 「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

## 3 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける  
(審査の結果、貸付を受けられない場合がある)
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める 事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされる などによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

# ○ 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

○ 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

